

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
X-153	自衛隊施設の性能評価等検討業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月13日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年9月4日(木) (10:30)

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年8月7日（木）14:00 までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書2.2.1(3)ア(ア)～(エ)に定める本業務の実施体制並びに仕様書2.2.1(3)イ(ア)～(ウ)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること。
(提出期限：令和7年 8月 7日（木） 14:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。)
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応募及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については令和7年 9月 2日（火）

までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス: naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

適合条件

1 条件

応札者は、次の条件を満たしていること。

- a) 契約相手方は、委託先を含め、以下の要件を満たす体制を確保し、本役務を実施できる業務実施体制を整えること。
- b) 事業者の要件
平成27年度以降公告日までに、元請けとして完了又は引渡しを完了した国内における業務であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、建築構造物の爆風圧に関する設計又は調査検討の実績を有するもの。
- c) 業務実施責任者の要件
次に示す要件のいずれかを満たすもの。なお、契約相手方が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者。
 - ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士
 - ② 建築設計、建築施工監理業務又は建築物の構造安全性に関する解析・調査研究業務の実務経験を10年以上有すること。

2 提出書類の形式等については以下のとおりとする。

- a) 書類の形式
形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえ、上記書類順で綴るものとする。
- b) 提出部数
各1部
- c) 提出期限
令和7年8月7日（木）14：00まで
- d) 虚偽がないものとする。
- e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。
- f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日の17時15分までとする。

仕様書			
件名	自衛隊施設の性能評価等検討業務	作成年月日	令和7年7月11日
		整備計画局施設整備課防護施設研究室	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「防衛省が指定するシステム（以下、「システム」という。）に自衛隊施設のモデルデータの作成及び性能評価方法を検討することを目的とした業務に適用する。

1.2 履行期限

契約締結から令和8年3月13日までとする。

1.3 引用法令

- (1) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「情報セキュリティ通達」という。）
- (2) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。31.1.9）
- (3) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装普武第188号。31.1.9）
- (4) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーンリスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）
- (5) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーンリスクへの対応に関する事務処理要領について（通知）（装管調第808号。令和3年1月21日）
- (6) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (7) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決）
- (8) 防衛施設建設工事に係る電子納品手引書について（通知）（防整施第17547号。27.10.1）

1.4 貸与資料及び貸与品

- (1) システムに入力するために必要な図面等
- (2) 対象建物一覧表
- (3) ノートパソコン（システムインストール済）最大4台（以下、「ノートPC」という。）及び付属品（マウス、電源アダプタ）
- (4) システムに関する入力マニュアル

2 役務に関する要求

2.1 一般事項

(1) 適用範囲

本役務の実施に当たっては、契約書及び本仕様書に基づくものとする。

(2) 著作権

成果物の著作権は、成果物の所有権移転の際に、すべて発注者に譲渡するものとする。また、受注者は、本契約に際して第三者が有する著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。

なお、成果物中に受注者が、従来より所有している著作権または第三者の著作権が含まれている場合には、これらの著作物の著作権は譲渡の対象外とする。

(3) 情報保全

ア 本業務の実施体制

受注者は、本業務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に発注者と協議するものとする。

- (ア) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保するとともに、業務実施責任者を定めること。
- (イ) 上記（ア）の業務従事者が、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- (ウ) 原則として上記（ア）の業務従事者（再委託先を含む。）が日本国籍を有していること。
- (エ) 上記（ア）の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

イ 保護すべき情報

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における「装備品等及び業務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び「装備品等及び業務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく監督官に通知するものとする。

- (ア) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする

する場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。)として取り扱われることを保障する履行体制をとること。

- (イ) 発注者の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。
- (ウ) 発注者が書面により個別に許可した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。

ウ 貸与するノートPC及び付属品の情報保全体制

- (ア) 契約後速やかに、ノートPCの利用申請手続きを行うこと。
- (イ) インターネットへの接続、新規ソフト及びアプリ等のインストール、利用登録した者以外の利用、可搬記憶媒体の接続を禁止する。また、受注者は、本規定への違反及びそのおそれのある状態等が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、速やかにその詳細を監督官に報告すること。
- (ウ) 利用申請により記載された場所以外には持ち出せないようにワイヤーロック等により厳重に管理すること。また、不正なアクセス、改ざん、盗難等から保護するため、マニュアル等の関連文書を含み、施錠したロッカー等に保管するものとする。
- (エ) アカウントパスワード等、ログインに必要な情報は厳重に管理するとともに、利用登録した者以外への漏洩が疑われる場合は、速やかに監督官へ報告を行い、監督官の指示に従うこととする。
- (オ) 貸与するノートPC本体を含めた表示画面の撮影行為は、許可された場合を除き、行わないものとする。
- (カ) 業務上作成したデータは、当該データを作成したノートPC内に保存するものとする。別途、成果品として提出する可搬記憶媒体は、発注者側にて用意し、監督官にてデータ移行を実施するものとする。
- (キ) 月に1回、監督官による対面での保全確認及び作成データのバックアップ作業を行うこととする。なお、当該確認及び作業については、防衛本省内にて実施するものとする。

(4) 保護すべき情報等

ア 受注者は、知り得た保護すべき情報の取扱いにあたっては、情報セキュリティ通達に基づき、適切に管理するものとし細部については以下のとおりとする。

No	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
1	貸与するノート PC 内のシステムに関する情報	・貸与資料『システムに関する入力マニュアル』 ・モデル及び性能評価等をシステムで作成した全ての情報（作成したデータが挿入された報告書及び検討資料等を含む）	発注者との調整時や提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らかまたは類推される場合には保護の対象とする。	

イ 1.4 貸与資料及び貸与品の（1）及び（2）については、適切に管理するものとし、細部については、以下のとおりとする。

業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出に万全を期すために、悪意のあるコードから保護する必要があることから、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持することと、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンを用いるなど対策を講じるものとし、第三者へ業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

なお、業務関係書類とは、貸与する図面及び成果品等のほか、役務実施計画書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

(5) サプライチェーン・リスク対応について

ア 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）に基づく特約条項による。

イ 本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、貸与するノート PC について、情報の漏えい若しくは破壊又障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋め込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

(6) 再委託

ア 受注者は、本役務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を再委託することができない。

イ 受注者は、役務の一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせるに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

ウ 受注者は、役務の一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせる場合は、委託する役務の内容を記した書面により行うこととする。

エ 受注者は、委任若しくは請け負わせた者から更に第三者に委任若しくは請け負

いが行われるときは当該複数の段階の委任若しくは請け負いの相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の委任若しくは請け負いの相手方がそれぞれ行う役務の範囲を記載した書面を更に詳細な役務計画に係る資料として、監督官に提出しなければならない。

オ 受注者は、委任若しくは請け負わせた者に対して、本役務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で委任若しくは請け負いが行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

(7) 官側の支援

受注者は、この契約の履行において、官の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官側と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

(8) 事業者の要件

事業者は、次に示す要件を満たすものとする。

平成27年度以降公告日までに、元請けとして完了又は引渡しを完了した国内における業務であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、建築構造物の爆風圧に関する設計又は調査検討の実績を有するもの。

(9) 業務実施責任者の資格要件

業務実施責任者は、次に示す要件のいずれかを満たすものとする。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士

イ 建築設計、建築施工監理業務又は建築物の構造安全性に関する解析・調査研究業務の実務経験を10年以上有する者とする。

(10) 役務実施計画書

受注者は、契約後速やかに役務実施計画書を作成し、監督官に提出し承諾を受けなければならない。なお、作成に当たっては、以下の項目を盛り込むとともに、監督官とあらかじめ調整を行うほか、検討及び計算にコンピューターを使用する場合は、事前に監督官の承諾を得るものとする。

ア 役務概要（対象、役務対象項目）

イ 実施予定表

ウ 役務体制組織表（役務従事者の資格・経験等）

エ 主要機器（使用する主要アプリケーション等を含む）

オ 主要役務（役務実施手順を含む）

カ 安全管理（緊急連絡体制）

キ その他細部内容等（協議打合せ、照査、成果物の内容及び部数、著作権・情報保全、使用する図書・基準）

（1 1）協議・打合せ

本業務中は、監督官と密に連絡を取り、業務を遂行するものとし、疑義が生じた場合は、その都度、監督官と協議の上、決定する。

受注者は、業務着手時、業務の主要な区切り及び監督官又は業務実施責任者が必要と認めた時において、必要な説明、協議、打合せを行い、その結果を記録し、相互に確認を行うものとする。また、連絡事項についても、同様に記録し、確認するものとする。

打合せは、原則として、業務実施責任者が全て立ち会うものとし、打合せ場所は、監督官の指示がない限り、防衛本省内とする。

2.2 役務概要

この業務は、システムを使用し、各地区の図面等から必要な情報を整理し、自衛隊施設のモデルデータの作成及び性能評価方法を検討することを目的とする。

(1) 役務種別及び数量

次に掲げる項目を実施するものとする。

なお、各地区における建物の構造、面積、階数が分かる資料等作業に必要な情報は発注者より貸与する。なお、必要な情報が不足している場合は発注者と協議の上、対応を決定するものとする。

番号	役務内容	数量	単位	備考
1	構造形式、階高等入力データの整理及びとりまとめ	1	式	2.3 (1)
2	システムへの配置図の取り込み及び建物モデル(※1)の作成、動作確認等	1	式	2.3 (2)
3	システムの入力方法の検討	1	式	2.3 (3)
4	システムの取り扱いマニュアルの作成	1	式	2.3 (4)
5	システムを利用した性能評価の検討	1	式	2.3 (5)
6	システムのトレーニング受講	1	式	2.3 (6)

※1 建物モデルの作成とは、地区ごとに取り込んだ配置図上に建物(構造形式、階高等)・外柵のデータを入力し建物モデルを作成することを指すものとする。

(2) 数量

以下、対象建物モデルの内訳と数量を示す。

(単位：棟)

規模(延床面積)／施設分類	a 規格 ~200㎡ 未満	b 規格 200~ 1,000㎡ 未満	c 規格 1,000~ 3,000㎡ 未満	d 規格 3,000~ 5,000㎡ 未満	e 規格 5,000~ 10,000㎡ 未満	f 規格 10,000~ 15,000㎡ 未満	g 規格 15,000~ 20,000㎡ 未満	h 規格 20,000 ㎡~	合計
A 施設	125	63	33	16	14	7	1	—	259
B 施設	209								209
合計									468

※対象地区数：3地区

2.3 業務内容

(1) 構造形式、階高等の入力データの整理及びとりまとめ

入力データの整理は、地区ごとに作成するものとし、対象は地上部及び外壁面のみとし、整理対象及び項目は表1に示すとおりとする。

なお、入力作業に必要な図面等から読み取れる細部内容の整理、記載要領や納品データのファイル名等については監督官と協議したうえで、作業を行うものとする。A

表3 例) B施設入力データの整理一覧表 (参考)

配置図上の 図面番号	施設名称等	合計延床面積	階数	寸法 (梁間)	寸法 (桁行)	確保する投影面積	建物高さ
S001	教場	1,500	1	30	50	1,500	8.7
S002	訓練場	2,000	1	25	80	2,000	19
S003	隊庁舎	3,000	1	30	100	3,000	8.7
T001	車両整備工場・倉庫	5,235	3	23	98	2,254	28
T002	整備工場	3,475	2	45	64	2,880	13.4
T003	倉庫	5,159	3	29	100	2,900	28

(2) 配置図の取り込み及び建物モデルの作成、動作確認等

以下に示す手順にて実施すること。

ア システムに地区ごとに配置図を取り込む。

イ (1) で取りまとめたデータを用いて、システムの配置図上にデータを入力し建物モデルを作成する。

建物モデルの作成は外壁面のみ行うものとし、建物内部のモデルについてはシステム内の規定のものを使用し、入力対象項目一覧表の内容を入力すること。建物モデルの作成に当たり、建物等のファイル名、システム上の建物名、建物内部等の統制は、監督官と協議し決定すること。

入力対象項目一覧表

○は監督官と協議し決定

入力対象項目	入力する内容	A施設	B施設
建物寸法	梁間、桁行、階高、建物高さ	●	●
建物構造	R C造、S造等の種別	●	●
柱	断面図等による構造の種別、外寸、鉄筋量、主筋、帯筋のピッチ等	●	○
梁	断面図等による構造の種別、外寸、鉄筋量、主筋、あばら筋のピッチ等	●	○
外壁	断面図等による構造の種別、外寸、配筋の種別と数値等	●	○
開口部 (外壁面のみ)	寸法、建具の仕様等及び位置、数量	●	○
スラブ	鉄筋量、上端筋及び下端筋の本数等	●	○
その他	コンクリート強度等	●	○

- ① 建物モデル作成後システム内にある指定するツールを使用し、作成したモデルの動作確認を実施すること。
- ② 建物モデル作成時及び動作確認時にエラーが生じた場合についてはエラーの確認と入力内容の修正を建物毎に実施し、その記録を行うこと。

なお、入力に当たっては、貸与されたマニュアル等に基づき入力するものとし、必要に応じて発注者から受注者へシステムの基本操作の説明や質疑対応を行う。

(3) システムの入力方法の検討

(2) で作成するA施設のうち監督官が指定した3棟（RC造4階建延床約6,300 m²、S造3階建延床約3,200 m²、SRC造3階建延床約10,000 m²を想定）について、構造諸元（内壁や小梁等も含む）等のシステム上での入力可否及び設定方法の検討を行う。

ここでいう、構造諸元とは内部の諸元（内壁や小梁等）の入力方法の検討も含むものとし、材料等の日本規格とシステム上の米国規格（コンクリート強度、鉄筋応力、建具の仕様等）の比較整理及び設定方法の検討を行う。また、建物モデル作成時及び動作確認時におけるエラーの確認と入力内容の修正を行う。

(4) システムの取り扱いマニュアルの作成

上記に示す(2)及び(3)の内容について項目ごとに整理を行い、システムの利用マニュアルの作成を行う。

システムへの一連（建物モデル作成から動作確認まで）の入力方法及びエラー発生時の対処方法について取りまとめる。

(5) システムを利用した性能評価の検討

任意の地区について、システム上の性能評価ツールを用いて、性能評価方法の検討を3事例実施する。

一連の評価手順（3パターン）及び評価結果の取りまとめ方法を検討

- ・脆弱部分の抽出方法の検討
- ・評価報告書のフォーマットの検討
- ・想定シナリオの検討
- ・評価結果の説明資料案の作成

(6) システムのトレーニング受講

システムの操作方法について、発注者が用意するトレーニングを受講するものとする。なお、トレーニングの受講場所は防衛本省内、受講は2名、期間は14日間を見込むものとする。

2.4 提出図書

(1) 提出図書（一覧）

番号	名称	数量	媒体	提出時期	提出場所	備考
1	役務実施計画書	紙 1 部 電子 1 部	紙及び電子 媒体	契約後 2 週 間以内	防衛省整備 計画局 施設整備 課防護施 設研究室	
2	打合せ議事録	紙 1 部 電子 1 部	紙及び電子 媒体	打合せ毎		
3	構造形式、階高等による 入力データ	紙 1 部 電子 1 部	紙及び電子 媒体	業務完了時		
4	作成した建物モデルの データ	電子 1 式	電子媒体			
5	システムへの入力マニ ュアル	紙 1 部 電子 1 部	紙及び電子 媒体			
6	性能評価基本検討書	紙 1 部 電子 1 部	紙及び電子 媒体			

(2) 成果物様式

成果物は、必要に応じ A 4 版又は A 3 版の縦、横書きとする。その構成は、地区ごとに作成し、検討に使用した手法等及びその収集過程経緯等も明記するものとする。

(3) 電子納品

ア 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「防衛施設建設工事に係る電子納品手引書について（通知）（防整施第 17547 号。27.10.1）」（以下「手引書」という。）に基づいて作成されたものを指す。

イ 電子納品は、手引書に基づいて、作成した電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R）で提出する。手引書で特に記載がない項目については、監督官と事前協議の上、内容を決定するものとする。

ウ 提出図書のうち貸与するノート PC で作成したデータについては監督官にて可搬記憶媒体へ保存するため 2.4 の（3）のア及びイの適応を除外する。

3 その他

3.1 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律の遵守

本調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改訂があった場合には、これに従うものとする。

3.2 検 査

検査は、この仕様書に基づき、施設整備課の支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

3.3 疑 義

業務に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は監督官と協議するものとする。

別記様式第1（第2項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号									
	調 達 要 求 番 号									
	調 達 要 求 年 月 日									
	作 成 部 課	整備計画局施設整備課								
	作 成 年 月	令和7年7月11日								
品 名	自衛隊施設の性能評価等検討業務									
仕 様 書 番 号										
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸与するノート PC 内のシステムに関する情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 貸与資料『システムに関する入力マニュアル』 モデル及び性能評価等をシステムで作成した全ての情報（作成したデータが挿入された報告書及び検討資料等を含む） </td> <td>発注者との調整時や提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らかまたは類推される場合には保護の対象とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項</p>			保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	貸与するノート PC 内のシステムに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 貸与資料『システムに関する入力マニュアル』 モデル及び性能評価等をシステムで作成した全ての情報（作成したデータが挿入された報告書及び検討資料等を含む） 	発注者との調整時や提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らかまたは類推される場合には保護の対象とする。	
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考							
貸与するノート PC 内のシステムに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 貸与資料『システムに関する入力マニュアル』 モデル及び性能評価等をシステムで作成した全ての情報（作成したデータが挿入された報告書及び検討資料等を含む） 	発注者との調整時や提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らかまたは類推される場合には保護の対象とする。								